

春日井市空き缶等散乱及びふん害防止推進員要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例（平成8年春日井市条例第21号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、春日井市空き缶等散乱及びふん害防止推進員（以下「推進員」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例の例による。

(協力事項)

第3条 市長は、推進員に、次に掲げる事項の実施について協力を求めるものとする。

- (1) 市民等、事業者、所有者等及び飼い主に対する指導及び助言に関する事項
- (2) 市民等、事業者、所有者等及び飼い主に対する啓発に関する事項
- (3) その他空き缶等の散乱及びふん害防止に関し必要な事項

(選任)

第4条 推進員は、空き缶等の散乱及びふん害の防止について、熱意を有し、積極的に協力事項を遂行できる者について市長が選任する。

(任期)

第5条 推進員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(選任の取消し)

第6条 市長は、推進員に次に掲げる事由が生じたときは、その任期中においても選任を取り消すことがある。

- (1) 市内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 病気その他の理由により、協力事項を遂行することができないとき。
- (3) 辞退を申し出たとき。
- (4) その他推進員として不相当と認められる事由があるとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

(平成12年4月1日一部改正)